

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料

- ・地方交付税の算定（「普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第11条の2」において経常態容補正係数（都道府県の「商工行政費」、市町村の「地域振興費」）の算定資料）

◆下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎資料

◆国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画や国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づく国土形成計画（旧全国総合開発計画）の策定、工場立地の現状把握や工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料

◆東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料

◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料

◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料

◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料

◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

◆産業連関表、国民経済計算（SNA）等の基礎資料

◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料

◆中小企業白書、ものづくり白書等の資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域産業連関表、県民所得統計等の基礎資料

◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料

◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料

◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用

- （「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(3) 企業や大学での利用

◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料

◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 国際連合統計部、経済開発協力機構（OECD）統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団

